貸付契約事前説明書  
（兼連帯保証契約詳細説明書補足説明書）

|  |  |
| --- | --- |
| 本書面は、貸金業法第16条の2第1項に規定する貸付けに係る契約の内容を事前に説明する書面兼貸金業法第16条の2第3項に規定する保証契約の内容を事前に説明する書面です。 | **作成日　●金消契約日●**  契約番号（№　　　　　　－　　　　　　） |
| **貸付の金額**   |  | | --- | | **金　●貸付元本額（￥）●円也** | | |  | | --- | | 貸主（債権者）  登録番号 近畿財務局長●賃金業者番号●  住所　大阪市淀川区西中島５丁目１４番５号  商号　**株式会社　アイビーネット** | |

≪契約条項及び説明≫

# （契約内容の表示）下記のうち記入のあるものとします。

詳細は、金銭消費貸借契約証書（以下「基本契約証書」という）の記載をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①弁済方式 | ●弁済方式● |
| ②貸付けの利率（予定） | |  |  | | --- | --- | | 年率 ●約定利率○．２％●(変動金利）※ | 実質年率 ●実質利率（年率）○．３％● | | ※基準金利+●上乗せ金利○．３％● |  |   基準金利：日本銀行が発表する都市銀行の短期プライムレートの最頻値とし、今後その変更に伴って基準金利変更幅と同一幅で引き上げ又は引き下げるものとします。  貸付の実質年率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える時は超える部分について支払う義務を負いません。 |
| ③約定支払日 | 毎月1日  ※但し、金融機関の非営業日にあたる場合には翌営業日とします。 |
| ④各回の元利金支払金額（予定） | 各回利息 金●各回利息●円　但し最終回のみ 金●最終回（元利金）●円  詳細は別紙弁済計画表をご確認ください。 |
| ⑤弁済期間及び回数（予定） | ●初回弁済日●より　●最終弁済日●(予定）(最終弁済日） |
| ⑥最終弁済日（予定） | 回数 ●弁済回数●回(予定） |
| ⑦将来支払う返済金額の合計額 （予定） | **金●将来支払う返済金額の合計額●円 (予定）**  （変動金利の約定ですが、上記②の年率金利にて算出しています。） |
| ⑧弁済方法 | 指定口座からの自動引き落とし |
| ⑨賠償額の予定 | 期限後、又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率20.00％（年365日の日割計算）の遅延損害金を支払います。 |

# （借主(債務者)が負担する元本・利息以外の金銭）（予定）

借主（債務者）が貸付けに係る契約に関し負担すべき元金・利息・損害金以外の金銭は、下記のとおりです。

融資手数料(金●融資手数料（税込）●円)(税込)　・収入印紙(金●収入印紙代●円)・登記費用・送金手数料等その他一切の契約費用

# （弁済期日前の弁済）

1. 約定期限前に借主または借主の連帯保証人（以下「連帯保証人」といいます）において、元金の全部または一部を弁済するときは、事前に貸主の書面による承諾を得るものとします。
2. 借主は、連帯保証人が借主に代わって本債務の弁済をすることに、一切異議を述べません。
3. 借入日から6か月以内の期限前弁済については貸主から請求を受けた場合を除きできないものとします。
4. 全額弁済の場合は、残額の1.00％の期限前弁済手数料（消費税不課税）を支払うものとします。
5. 一部弁済の場合は、1回の弁済につき100万円以上かつ100万円単位とし、弁済額の1.00％の期限前弁済手数料（消費税不課税）を支払うものとします。
6. 貸主の事前の承諾を得て本件不動産を売却する場合は、当該売却に係る売却代金を受領する日に、本債務（同日までに発生した利息を含みます）の全額を弁済するものとします。
7. 本件不動産の売却およびそれに伴い期限前に本債務の全額を弁済する場合は、期限前弁済手数料はかかりません。

# （契約内容の説明）

契約内容の概要は、上記第１条契約内容の表示および以下に記載のとおりです。詳細につきましては基本契約証書の記載をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 利息の計算方法 | 利息は1年を12分の1とした月割計算。1月未満の期間は年365日（閏年を含む）の日割計算によるものとします。 |
| 1. 弁済方式 | 契約内容の表示及び別紙弁済計画予定表のとおりとします。 |

# （投資判断の責任の所在）

借主もしくは連帯保証人は、本貸付による借入金を使用して不動産を購入するについては、すべて自らの判断と責任において行うものであり、不動産の市場価値、収益価値、物的・法的瑕疵・為替変動等あらゆるリスクを引受け、これらのリスクの存在あるいは顕在化による損失等を理由として、貸主に対して名目の如何を問わず、金銭その他何らの請求をせず、かつ、本貸付上の自らの義務の免責、軽減、履行拒絶等を主張しません。

# （届出事項）

1. 借主もしくは連帯保証人の印章・名称・商号・代表者・住所等に変更があったときは、直ちに書面によって貸主に提出します。
2. 前項の届出を怠ったため、貸主からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、届出を怠ったために損害を被ることがあっても、貸主はその責任を負いません。

# （反社会的勢力の排除）

1. 借主もしくは連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
   1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
   2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
   3. 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
   4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
   5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主もしくは連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

# （期限の利益の喪失）

1. 本基本契約証書の成立後、借主について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、借主は貸主から通知催告がなくても本基本契約証書に基づく一切の債務（以下「本債務」といいます）につき、当然に期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を弁済します。
   1. 本基本契約証書に基づく元金または利息の支払いを1回でも遅滞したとき、その他本基本契約証書の各条項の一つにでも違反したとき。
   2. 支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは特別清算開始の申立、あるいは債務整理の開始があったとき。
   3. 借主または担保の目的物につき、保全処分、強制執行、担保実行等の申立を受け、または滞納処分を受けたとき。
   4. 法人の場合で、合併によらず解散したとき。
   5. 支払不能となったとき。
   6. 手形または小切手を1回でも不渡りにしたとき、その他借主が支払い停止、または支払い不能の状態に陥ったとき。
   7. 住所変更の届出を怠る等、借主の責に帰すべき事由により貸主において借主の所在が不明となったとき、または連絡を取ることが困難になったとき。
   8. 前各号に準ずる事由が発生したとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じたときは、借主は、貸主の借主に対する請求によって直ちに本債務について期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を弁済します。
   1. 借主または借主の連帯保証人が、本債務以外の債務につき期限の利益を失ったとき、または租税公課等の滞納があったとき。
   2. 連帯保証人につき、前項各号の一つにでも該当する事由が生じたとき。
   3. 借主または連帯保証人から貸主への提出書類、または本基本契約証書において借主もしくは連帯保証人が記載した事項に、虚偽があることが発覚したとき。
   4. 貸主が指定する様式および内容で別途締結する「●ＤＥＥＤ名Ｃｈａｃｏｔ●」(以下「抵当権設定契約証書」といいます)の全部もしくは一部が有効でなくなったとき、または抵当権設定契約証書に基づき設定された担保権の全部もしくは一部が有効かつ対抗要件を具備したものではなくなったとき。
   5. 借主が差し入れた担保について競売・調停の申立、訴訟が発生したとき。
   6. 借主または連帯保証人のうち一人でも、暴力団員等（第7条第1項に定義する意味を有します）もしくは第7条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項の①乃至⑤のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると貸主が判断したとき。
   7. 借主または連帯保証人のうち一人でも、違法に貸主の信用を毀損し、またはその業務を妨害したとき、その他これらに類する事由があったとき。
   8. 借主が法人の場合で、合併、会社分割、株式交換、株式移転または事業の全部もしくは一部の譲渡のいずれかがあったとき。
   9. 借主が事業もしくは営業を停止しまたは所管官庁からの業務停止等の処分を受けたとき。
   10. 抵当権設定契約証書に基づき設定される抵当権の目的となる不動産の全部または一部が滅失し、毀損し、または著しく減価したとき。
   11. 前各号に準ずる事由が発生したとき。
3. 前2項のいずれかの適用により、借主または連帯保証人に損害が生じた場合にも、借主および連帯保証人は、貸主に何らの請求をいたしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。

# （連帯保証人の借入金弁済能力に関する情報の信用情報機関への登録及びその内容）

貸主が加盟する個人信用情報機関に、連帯保証人の借入に関する情報等を登録します。登録内容は、この契約締結前に貸主が交付した「個人情報の収集･保有･利用・提供に関する同意条項」記載のとおりとします。

# （貸金業務にかかる指定紛争解決機関）

貸主が契約する指定紛争解決機関の名称は「日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター」です。

以上

本事前書面により、貸付に係る契約の内容および連帯保証契約詳細説明書の補足説明を受け、取引内容を十分理解し、本事前書面を正に受領しました。

西暦　　　　　　年　　　月　　　日

**株式会社アイビーネット 御中**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **【借主】** |  |  |  |  |
|  | 住所 | ●顧客住所●●法人所在地● |  |  |
|  | 氏名 |  |  |  |
| **【連帯保証人】** |  |  |  |  |
|  | 住所 | ●連帯保証人住所● |  |  |
|  | 氏名 |  |  |  |
| **【連帯保証人】** |  |  |  |  |
|  | 住所 | ●連帯保証人住所● |  |  |
|  | 氏名 |  |  |  |
| **【連帯保証人】** |  |  |  |  |
|  | 住所 | ●連帯保証人住所● |  |  |
|  | 氏名 |  |  |  |
| **【連帯保証人】** |  |  |  |  |
|  | 住所 | ●連帯保証人住所● |  |  |
|  | 氏名 |  |  |  |

**●Ｐｒｏｐｅｒｔｙ　Ａｄｄ●**